

岩倉市予定価格等公表事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市が行う競争入札において、入札及び契約手続の公正な執行の確保並びに透明性の向上を図るため、予定価格、最低制限価格及び低入札調査基準価格(以下「予定価格等」という。)の公表を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 設計業務等 建設工事に係る設計、監理、調査、企画、立案及び測量をいう。
- (3) 物品購入等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第239条第1項に規定する物品の購入、製造、修繕、改造及び売払い並びに製造の請負並びに印刷製本をいう。
- (4) 委託業務 前3号に掲げるもの以外の委託業務をいう。

(公表の対象)

第3条 予定価格等の公表は、市が発注する建設工事及び設計業務等の競争入札のうち、次の各号に定める範囲について実施するものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りではない。

- (1) 建設工事 1件の予定価格が130万円を超えるもの
- (2) 設計業務等 1件の予定価格が100万円を超えるもの

2 物品購入等及び委託業務については、予定価格等の公表は行わない。

(公表の時期等)

第4条 入札前の公表(以下「事前公表」という。)とするものは、一般競争入札又は指名競争入札による建設工事及び設計業務等の予定価格とし、その価格は、当該予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格とする。

2 入札後の公表（以下「事後公表」という。）とするものは、一般競争入札又は指名競争入札に係る建設工事における最低制限価格及び低入札調査基準価格とし、これらの価格は、当該価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格とする。

（公表の方法）

第5条 事前公表は、一般競争入札にあつては入札公告に、指名競争入札にあつては指名競争入札通知書に記載する方法により行うとともに、総務部行政課において閲覧に供する方法により行う。

2 事後公表は、落札決定後にあいち電子調達共同システム（CALS／EC）の入札情報サービス及び総務部行政課において閲覧に供する方法により行う。

3 前2条に規定する閲覧に供する期間は、当該公表をした日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。

（積算内訳書の提出）

第6条 予定価格を公表する入札を行う場合、入札参加者に入札金額の根拠となる積算の内訳書を求めることができるものとする。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、予定価格等の公表に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成29年10月1日から施行する。

（建設工事の入札に係る予定価格等の事前公表に関する実施要領の廃止）

2 建設工事の入札に係る予定価格等の事前公表に関する実施要領（平成13年12月1日施行）は、廃止する。

（建設工事の入札に係る予定価格等の事前公表に関する実施要領の廃止に伴う経過措置）

3 この要領は、この要領の施行の日以後に入札の公告又は指名の通知をする競争入札について適用する。